

第4回キャッシュレス納付推進協議会

一部抜粋

1 開催日時・開催形式

開催日時：令和7年9月30日(火) 13:00 ~ 14:00

開催形式：Web形式（事務局：国税庁）

2 出席者

総務省、地方税共同機構、金融庁、日本銀行、全国銀行協会、全国地方銀行協会、
第二地方銀行協会、国税庁（以上、構成員）
日本マルチペイメントネットワーク推進協議会（オブザーバー）

3 議題等

- 挨拶（国税庁：本多管理運営課長）
- 議題1：源泉所得税のキャッシュレス納付割合の設定・公表について【国税庁】
- 議題2：関係団体等と連携・協調した取組【国税庁】
- 議題3：SNSを活用したキャッシュレス納付の推進PR施策【地方銀行協会】
- 議題4：手続手順の見直しによる業務の効率化（意見交換）【国税庁】
- 連絡事項

4 資料

- 源泉所得税のキャッシュレス納付割合の設定・公表について（国税庁作成資料）
- 関係団体等と連携・協調した取組（国税庁作成資料）
- SNSを活用したキャッシュレス納付の推進PR施策（地方銀行協会作成資料）

源泉所得税のキャッシュレス納付割合の設定・公表について

- 国税庁では、より多くの方がキャッシュレス納付のメリットを享受し、事業者の業務のデジタル化など社会全体のデジタル化が実現できるように、各年度にキャッシュレス納付の利用割合の目標値を設定し、ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）、インターネットバンキング等による電子納税などのキャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。
- そうした中で、令和7年10月には、納付件数の多い源泉所得税のキャッシュレス納付について、利用割合の目標値を新たに設定し、その利用拡大に向けて取り組んでいくことも予定しています。
- これまで、ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）を中心にキャッシュレス納付の利用促進を図っていただいておりますが、今後は、源泉所得税のキャッシュレス納付の更なる利用拡大に向けて、機会を捉えた周知や、「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を活用した研修会の開催などに取り組んでいただくように、関係者への働きかけをお願いいたします。

（参考）国税庁ホームページ（源泉所得税の納付手続）

https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm



■ キャッシュレス納付割合の新たな目標値の設定と利用勧奨（源泉所得税）

- 令和6年度における国税のキャッシュレス納付割合は、全税目で45.3%（速報値）となる中で、最も納付件数の多い源泉所得税は、27.0%（速報値）に留まっており、今後、この状況を改善していく必要があると考えています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（速報値）
全税目	32.2% (4,795万件)	35.9% (4,851万件)	39.0% (4,944万件)	45.3% (4,973万件)
源泉所得税	14.2% (2,054万件)	17.6% (2,073万件)	21.3% (2,083万件)	27.0% (1,935万件)

※ かっこ書きは非キャッシュレス納付を含む全体納付件数

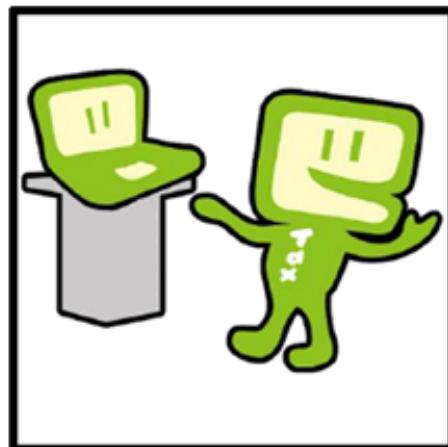
- 国税庁では、国税当局と関係団体等の皆様が連携して統一の目標に向かって源泉所得税のキャッシュレス納付の利用拡大を図ることができるよう、「源泉所得税のキャッシュレス納付割合」の目標値（令和8年度末までに36%を予定。令和7年10月の公表を予定。）を新たに設定した上で、本年3月に国税庁ホームページに開設した「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を活用するなどして、より一層の利用勧奨等に取り組む予定です。

※ 「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」の詳細については、別紙をご確認ください。

源泉所得税のキャッシュレス納付を体験してください！

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト(WEB版)と同様の画面操作を用いて、給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般用及び納期特例用)及び報酬・料金等の所得税徴収高計算書について、作成・送信・キャッシュレス納付手続(ダイレクト納付・インターネットバンキング)の一連の流れを体験することができるツールです。

次のような場面で活用されています



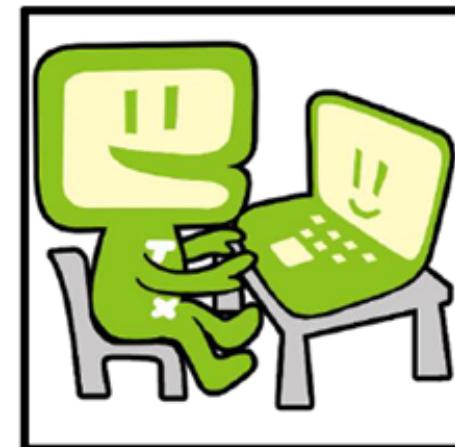
利用勧奨

納税者へのe-Taxによるキャッシュレス納付の利用勧奨に活用できます。
e-Taxの利便性や操作性を、デモ操作により利用勧奨することで、実利用につながりやすくなります。



職員研修

e-Taxの利用勧奨に従事する方の研修資料に活用できます。
e-Taxの手続きを行う際の画面遷移や入力箇所を、具体的に何度も体験・理解することができます。



補助マニュアル

実際にe-Taxを操作する際の補助マニュアルに活用できます。
デモ操作の画面を確認しながら、実際のe-Taxの操作を行うことができます。



源泉所得税の
キャッシュレス
納付体験コー
ナーはこちら

関係団体等と連携・協調した取組

- キャッシュレス納付の利用拡大は、納税者の利便性の向上、窓口事務の効率化、現金管理等に伴う社会全体のコストの縮減を図るとともに、事業者の業務のデジタル化など社会全体のデジタル化につながることから、様々な取組を行っている。
- 特に、現金による納付の大半は、金融機関窓口での納付が占めていることから、金融機関、関係民間団体、地方公共団体、税理士等とも連携・協調の上、キャッシュレス納付の利用勧奨に取り組む必要がある。
- こうした意識の下、令和6年5月30日にキャッシュレス納付の更なる推進に向けた機運を高めるため、関係する23団体共同で「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言式」を開催。
- また、この宣言式を機に、キャッシュレス納付の課題や事業者ニーズの把握、取組方法の協議、利用勧奨ツールや利用勧奨方法の見直しなど各種施策の企画・立案をすることを目的として、関係者により「キャッシュレス納付推進協議会」を発足、組織横断的な課題の解決に向けて協議を実施している。



関係団体等と連携・協調した取組

○ 今後の取組に向けて

- 社会全体のデジタル化を推進し、キャッシュレス納付を普及していくためには、国税当局だけでなく、地方公共団体や金融機関の方々と協力しながら、地域全体で進めていく方が、より効果的である。
- なお、キャッシュレス納付割合を都道府県別に見れば開差が生じており、地域差が生じている状況。
- 地域差は、国税局や税務署の取組結果のみならず、各地域の金融機関や関係団体等との連携等が影響していることも考えられる。
- 今後、更なるキャッシュレス納付割合の向上を目指すには、地域的に開催している協議会を有効に活用するほか、地域の金融機関や関係団体等と共同で研修会を開催したり、これまでの取組における「ベストプラクティス」を共有するなど、担当者の意識向上に向けて連携・協調を図っていく必要がある。
- こうした連携・協調した取組に向けて、関係機関等への周知や指導をお願いします。

関係団体等と連携・協調した取組

(参考1) キャッシュレス納付割合 (令和6年度 速報値)

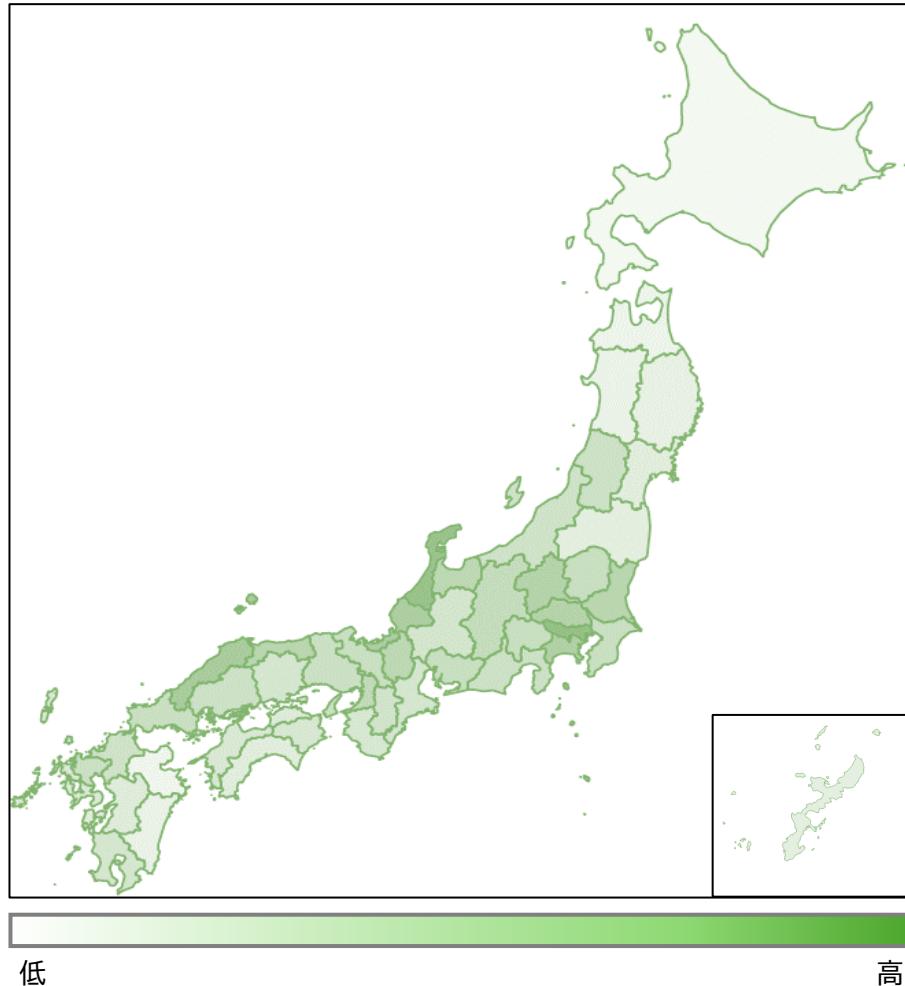
(単位:万件)

納付手段	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度 ^(※)		
	割合	納付件数	割合	納付件数	割合	納付件数	割合	納付件数	割合	納付件数	
キャッシュレス納付	振替納税	13.6%	605	12.6%	606	12.5%	605	12.1%	596	12.8%	639
	電子納税	14.7%	656	18.0%	865	21.4%	1,039	24.0%	1,189	28.9%	1,438
	インターネット等	10.4%	464	12.6%	602	14.5%	701	15.7%	775	18.1%	903
	ダイレクト納付	4.3%	192	5.5%	263	6.9%	337	8.4%	413	10.8%	536
	クレジットカード	1.0%	43	1.5%	72	1.7%	81	2.0%	100	2.3%	114
	スマホアプリ納付	-	-	-	-	0.3%	15	0.9%	43	1.3%	63
	小計	29.3%	1,304	32.2%	1,543	35.9%	1,741	39.0%	1,930	45.3%	2,255
窓口での納付	窓口での納付	66.4%	2,961	62.7%	3,005	59.0%	2,864	55.9%	2,764	49.6%	2,463
	金融機関窓口	64.1%	2,858	60.5%	2,902	57.1%	2,768	54.0%	2,670	47.9%	2,380
	税務署窓口	2.3%	103	2.1%	103	2.0%	95	1.9%	93	1.7%	83
	コンビニエンスストア	4.3%	194	5.2%	247	5.1%	246	5.1%	249	5.1%	255
	バーコード	3.4%	152	3.6%	173	4.0%	195	4.0%	196	4.2%	210
	QRコード	0.9%	42	1.5%	74	1.1%	51	1.1%	53	0.9%	45
	小計	70.8%	3,155	67.8%	3,252	64.1%	3,109	61.0%	3,014	54.7%	2,718
合計		100.0%	4,459	100.0%	4,795	100.0%	4,851	100.0%	4,944	100.0%	4,973

(※) 令和6年度のキャッシュレス納付件数及び割合は速報値であり、確定値は令和7年10月頃に公表予定。

関係団体等と連携・協調した取組

(参考2) キャッシュレス納付割合（令和6年度 速報値）



都道府県	割合	都道府県	割合
北海道	26.7% (+5.3)	滋賀県	38.0% (+5.6)
青森県	28.2% (+6.0)↑	京都府	35.3% (+6.2)↑
岩手県	29.5% (+5.2)	大阪府	37.2% (+6.8)↑
宮城県	30.7% (+5.0)	兵庫県	35.1% (+5.6)
秋田県	28.4% (+5.2)	奈良県	33.8% (+4.9)
山形県	34.7% (+6.4)↑	和歌山県	32.5% (+4.7)
福島県	30.2% (+4.9)	鳥取県	38.5% (+6.8)↑
茨城県	38.8% (+5.2)	島根県	41.7% (+5.4)
栃木県	35.7% (+5.9)	岡山県	32.9% (+5.7)
群馬県	39.4% (+4.8)	広島県	34.4% (+5.3)
埼玉県	39.6% (+6.2)↑	山口県	35.3% (+5.8)
新潟県	34.2% (+7.1)↑	徳島県	32.4% (+6.3)↑
長野県	36.5% (+5.9)	香川県	31.3% (+4.7)
千葉県	35.5% (+5.3)	愛媛県	32.3% (+4.7)
東京都	45.7% (+6.6)↑	高知県	30.6% (+5.4)
神奈川県	40.1% (+6.0)↑	福岡県	34.0% (+6.3)↑
山梨県	35.8% (+6.2)↑	佐賀県	34.9% (+7.1)↑
富山県	37.9% (+4.7)	長崎県	31.8% (+5.6)
石川県	44.7% (+3.2)	熊本県	31.0% (+5.8)
福井県	40.9% (+8.6)↑	大分県	27.9% (+5.0)
岐阜県	33.5% (+5.5)	宮崎県	28.9% (+5.1)
静岡県	34.5% (+5.0)	鹿児島県	32.8% (+6.3)↑
愛知県	35.7% (+5.2)	沖縄県	32.1% (+5.4)
三重県	32.9% (+5.1)	全国計	37.2% (+6.0)

- (注) 1 都道府県別のキャッシュレス納付割合は、国税庁で把握する件数（他省庁取扱件数を除く）を基に算出
- 2 括弧内は令和5年度のキャッシュレス納付割合からの上昇ポイント
- 3 都道府県別のキャッシュレス納付割合は、令和6年度の速報値であり、確定値は令和7年10月頃に国税庁ホームページに掲載予定

SNSを活用したキャッシュレス納付の推進PR施策(案)

1. 目的

納税者のスマホ納税等電子納付への移行を促すため、全国的な取り組みとしてキャッシュレス推進協議会の構成員（およびその傘下の自治体、金融機関等）が連携して、各自のSNSアカウント等を用いてPR活動を実施する。

2. 時期（案）

例えば、以下の2回に分けて実施してはどうか。その他効果的と思われる時期があれば意見を伺いたい。

- 2026年2月頃（国税の確定申告後の納付時期に合わせて）
 - 2026年4月頃（地方税（自動車税・固定資産税）の納付が多い時期に合わせて）
- 各構成員は、各回、国税・地方税の両方についてPRの投稿をすることでよいか（国税庁が地方税について、総務省・地方税共同機構が国税について投稿するなど、主担ではない税のPR活動も協力いただけるか）。

3. 共通の文言・ハッシュタグ・動画、画像等の素材（案）

次ページ以降の案は、各構成員においてアイデア出ししていくうえでのイメージ。各構成員からもアイデアをいただき固めていきたい。

4. 国税・地方税に関する文言や素材（案）

以下のXポストやYouTubeに投稿されている動画を、PRの投稿にリンクさせる等の活用は可能か。

- 国税 <https://x.com/i/status/1885161093623845180>
- 地方税 <https://www.youtube.com/watch?v=CBzJGPrY6ZM>

5. その他

1. ~4. のほか、本協議会において決定すべきことはあるか。

SNSを活用したキャッシュレス納付の推進PR施策(案)

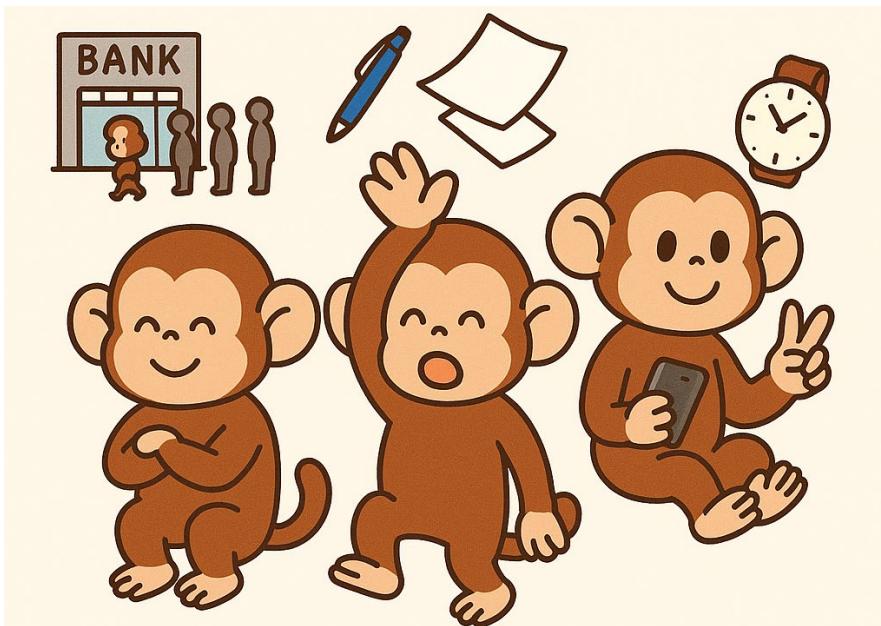
- 共通の文言案
「もう、並ばない・書かない・待たない
— 納税も、キャッシュレスでスマートに」
- 共通のハッシュタグ案

#キャッシュレス納付

#並ばざる書かざる待たざる #記入なし現金なし待ち時間なし

#国税も地方税も、まとめてキャッシュレス

画像素材案（イメージ）



コンセプト
～～不要、～～しないで済む
を訴求するもの



SNSを活用したキャッシュレス納付の推進PR施策(案)

- 共通の文言案
「国も地方も、まとめてスマート納税！」
- 共通のハッシュタグ案
#キャッシュレス納付
#現金レス、移動レス、待ち時間レス。納税はいつでもどこでも
#国税も地方税も、まとめてキャッシュレス

コンセプト
～～できるを訴求するもの

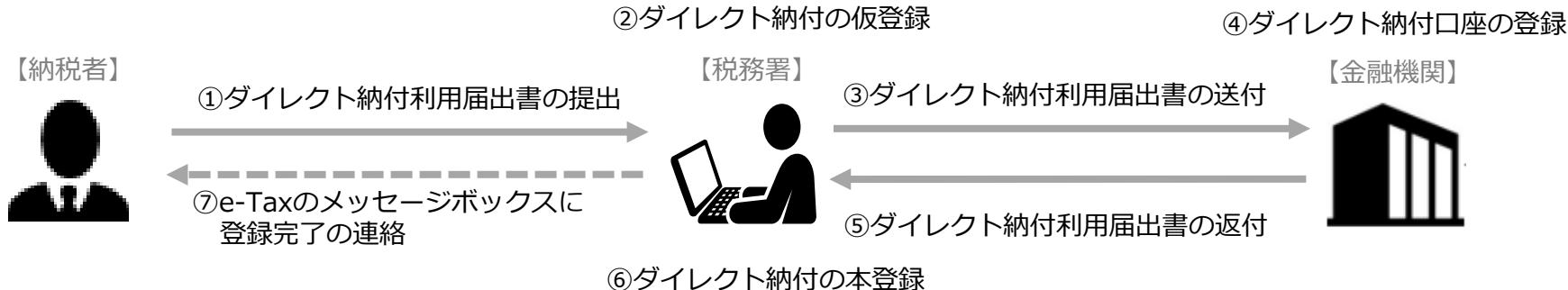
キャッシュレス納付推進協議会

SNSを活用したキャッシュレス納付の推進PR施策 ガントチャート

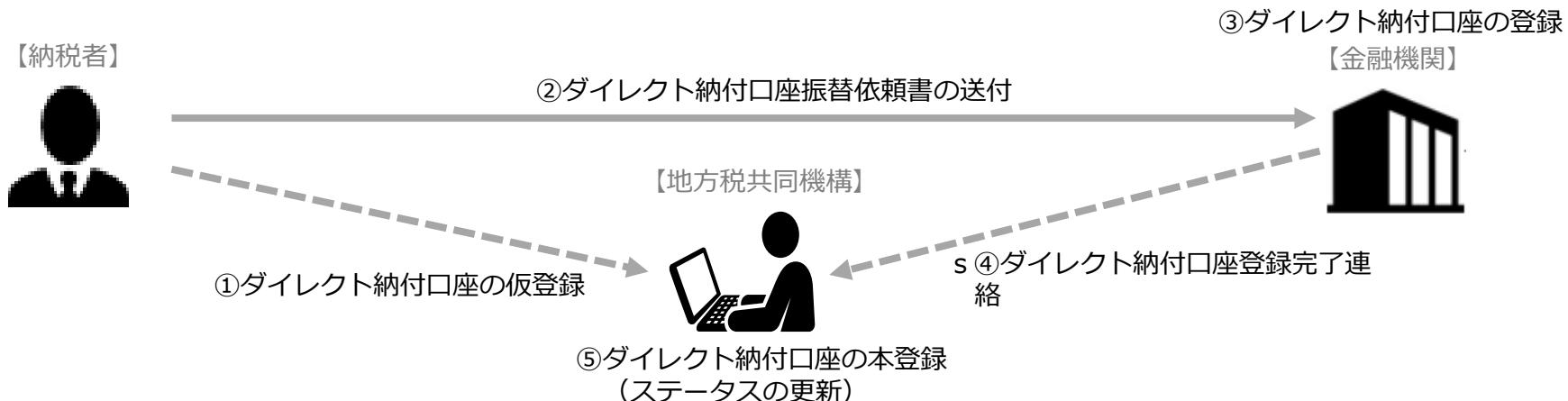
タスク	2025年				2026年							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月～
内容確認・打ち合わせ	■	■	■	■								
PR文章の作成	■	■	■	■								
他団体との原稿確認・修正	■	■	■	■	■	■	■	■				
画像素材・動画制作		■	■	■	■							
最終確認					■	■	■					
投稿スケジュール調整			■	■	■	■	■	■				
PR投稿実施								■	■	■		
反応チェック・効果測定										■	■	■

手続手順の見直しによる業務の効率化

○ 国税のダイレクト納付利用届出書の取扱い（現行）

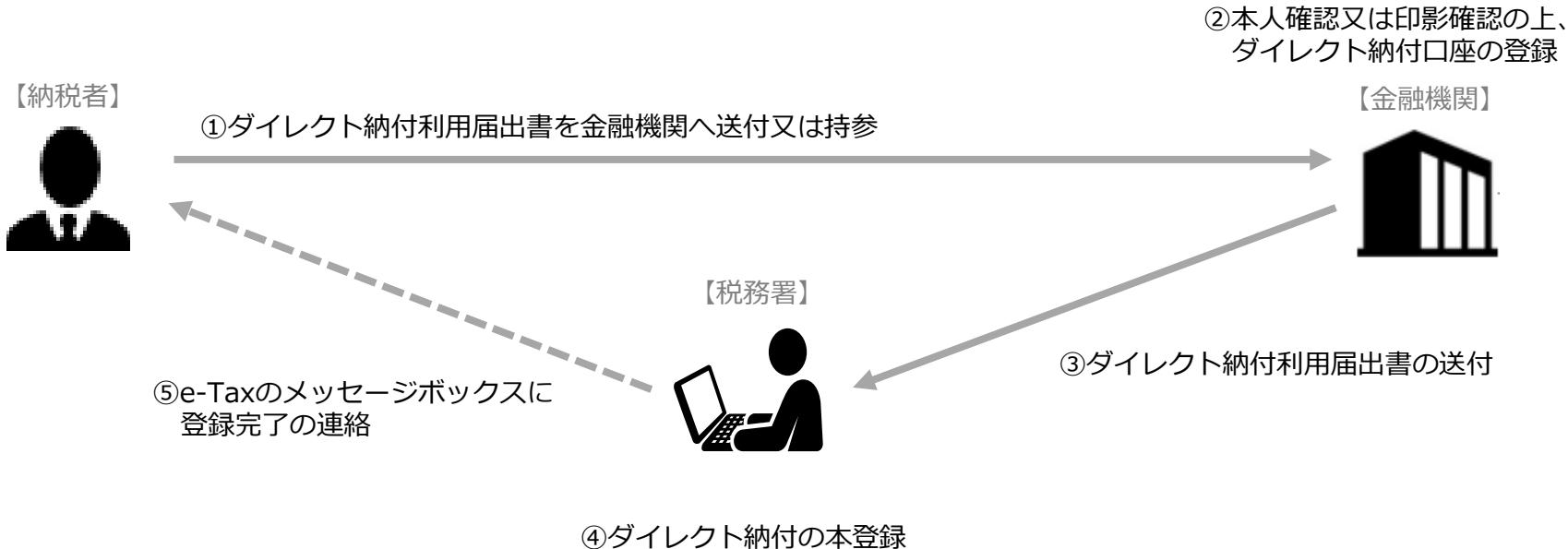


（参考）地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書の取扱い



手続手順の見直しによる業務の効率化

○ 国税のダイレクト納付利用届出書の一部取扱の変更（国税庁案）



《納税者のメリット》

- 先に金融機関に送付することで、初期段階での保持口座誤りや預貯金口座番号の誤りが是正可能
- 金融機関窓口での提出の場合、その場で本人確認ができるため、金融機関届出印の持参が不要

《金融機関のメリット》

- 税務署を通しての口座番号や印鑑相違によるやり取りが不要
- 他の手続の際に、併せて利用勧奨・登録が可能

《税務署のメリット》

- 仮登録が不要
- 口座番号や印鑑相違によるやり取りが不要

手続手順の見直しによる業務の効率化

○ 意見交換事項

- 更なるキャッシュレス納付の利用拡大及び金融機関・税務署の事務の効率化のため、国税のダイレクト納付利用届出書の取扱いについて、一部変更する国税庁（案）について、意見を頂きたい。

自動ダイレクトにおける納税額の上限の変更について

- 令和8年4月1日から、法定納期限当日に「自動ダイレクト」の手続きを行う場合における納税額の上限額が変更になります。

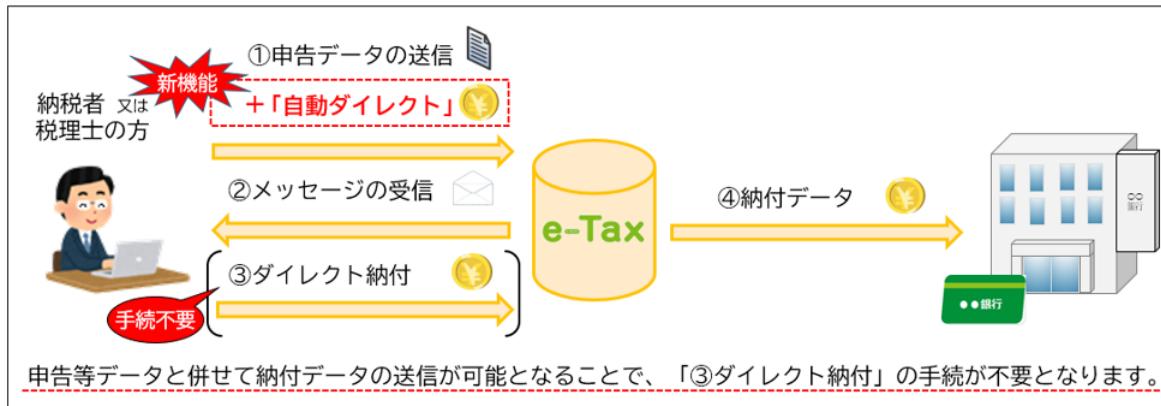
《納税額の上限》

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日～	1億円以下

《ポイント》
令和8年4月1日
から 上限金額が
3,000万円
まで引き上げられ
ます。

(参考)自動ダイレクトとは

- e-Taxの申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目が表示されるので、チェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続をすることができる機能です。
- 自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期限となります。
- なお、法定納期限に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日に口座引落しされます。



自動ダイレクトにおける納税額の上限の変更について

《参考法令》

○国税通則法 (納付の手続)

第三十四条

2 特定納付方法（電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法に限る。）による国税（法定申告期限と同時に法定納期限が到来するもの（輸入品に係る申告消費税等を除く。）に限るものとし、源泉徴収等による国税を含む。）の納付の手続のうち財務省令で定めるものが法定納期限に行われた場合（その税額が財務省令で定める金額以下である場合に限る。）において、政令で定める日までにその納付がされたときは、その納付は法定納期限においてされたものとみなして、延納及び附帯税に関する規定を適用する。

○国税通則法施行規則 (納付に係る届出等)

5 法第三十四条第二項に規定する財務省令で定める金額は、一億円とする。

附 則〔令和五年三月三一日財務省令第一七号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第一条の三の改正規定及び第十二条第一項ただし書の改正規定並びに次項〔中略〕の規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間における改正後の国税通則法施行規則第一条の三第五項の規定の適用については、同項中「一億円」とあるのは、令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間については「千万円」と、同年四月一日から令和十年三月三十一日までの間については「三千万円」とする。